

学生や行政、弁護士会等との 協働で行う啓発活動

— 同志社大学の取り組み —

【取材協力】 河合 良彦 Kawai Yoshihiko 同志社大学 今出川校地学生支援課 学生支援係長

同志社大学(以下、本学)学生支援センター(以下、当センター)では、学生からの各種相談を受け付けるとともに、学生の消費者トラブルを防止するために、さまざまな取り組みを行ってきました。例えば、2014年7月には「気をつけよう! 大学生を狙うマルチ商法」として、消費生活センターの相談員を講師として招き、学生向けに講義を行いました。

当センターでは学生から消費者トラブルの相談を受けた場合は、まず学生の話の傾聴し、学生の置かれている状況の把握に努めたうえで、消費生活センターへの相談を案内するとともに、学生の了解のもと、所属学部とも相談内容を共有しています。また、ゴールデンウィークや夏期休暇、年末年始休暇など少し長めの休暇期間前や期間中は、トラブルに巻き込まれやすい傾向にあるため、被害発生防止を目的に、休暇前のタイミングに啓発セミナーを開催したり、注意喚起を行っています。

また、学生のトラブル防止のための取り組みとして、本学の学生団体と協働で啓発冊子『NO MORE! トラブル』を作成したほか、冊子に関連したセミナー等を開催しました。以下、本学における取り組みを紹介します。

『NO MORE! トラブル』の作成・発行

当センターには学生からさまざまな相談が寄せられますが、その中でも特に相談が多く、また学生生活に密接に関わりのある事柄(例えば通学時の事故、下宿、SNSの利用、飲酒、薬物など)について、学生への情報提供と注意喚起を目的に、冊子『NO MORE! トラブル』を作

成しました。

掲載内容については当センターが主体となって検討しました。作成に当たっては、本学のサークルである漫画研究会へ協力を要請し、文字ばかりではなく、内容の一部を漫画形式にすることで、より学生の興味を引くように工夫しています(図1)。

冊子は日本語版(約10,000部)と英語版(約1,000部)の2種類を作成し、新入学生全員とクラブ・サークル等へ所属する各団体や希望する在学生に対して配布しています。なお、法律改正等に伴い逐次内容を更新しています。

『NO MORE! トラブル』セミナー編

本学でもSNSや悪質商法等に関連するトラブルが毎年数件発生しているため、当センターとして、啓発プログラムの実施計画を策定しています。それに基づき2019年度に、さまざまな消費者トラブルの中で悪質商法に焦点を当て、冊子『NO MORE! トラブル』のセミナー編として、講座を行いました(図2)。

セミナーの講師は、京都府山城広域振興局に協力を仰ぎ、出前講座を本学から依頼しました。

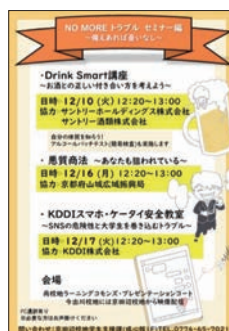
図1

『NO MORE! トラブル』表紙



図2

セミナーのポスター



講座では学生の興味を引く内容とすることを重視し、本学からは講座の中で動画を使用してもらいたい旨要望したり、山城広域振興局側からも講座内容に関するクイズを実施してはどうかと提案を受けたり、双方がより良いセミナーをめざして納得するまで打ち合わせを重ねました。

セミナー開催に当たっては、本学のウェブサイトや学内各所の掲示板、立て看板にて周知し、クラブ・サークル等へは案内メールを配信する等情報展開を行いました。参加者は少なかつたものの、「知らなかった情報を知ることができた」との感想が寄せられるなど、充実した時間となりました。2020年度については、新入生をメインターゲットとして、クラブ・サークル等へ、より積極的に参加を呼び掛けながら、例えばオリエンテーション期間に実施するなど、学生が参加しやすいセミナーとなるよう改善を図っていきます。

京都弁護士会と協働した取り組み

1. 新入生向けのセミナー

本学に限らず、学生の消費者被害、特に学生の間でのマルチ取引による被害が増加傾向にあります。本学でもマルチ取引による被害等を含む消費者トラブルの相談件数は、おおむね年間5件程度あります。京都弁護士会(消費者・サラ金被害救済センター運営委員会)より、こうした状況を改善するため協力の申し出があったことから、当センターでは、入学式後の学部オリエンテーションにおける指導のタイミングで、新入生向けの企画として2018年4月に「あなたは大丈夫? マルチ被害の恐ろしさ」というタイトルでセミナーを実施しました。

本学としても①成年年齢の18歳引下げが迫っており、未成年の場合は未成年者取消権によって簡単に契約を取消しできるのに対し、成人となると解約が相当困難になること、②学生向けのクレジットカードが発行されると、多重債務の呼び水になるおそれがあることが喫緊の課題である、という2点の課題認識のもと、各

学部の協力を得ながら、入学式後のガイダンスの時間に京都弁護士会の担当弁護士11名に来てもらい、全学部の新入生を対象に典型的な手口等について、資料を用いて説明と注意喚起を行いました。

2. 教職員向けの研修会

消費者トラブルにあわないためにどうすべきか、あるいはトラブルにあってしまったらどうすればよいかを知っておくべきなのは、学生だけに限りません。例えば学生がトラブルにあった際は、当センターではなく、身近な教職員に相談することもあります。そこで相談を受ける教職員も知識を持っておくことは欠かせないため、2018年6月に「学生の消費者被害対策研修会」を開催しました。

研修会は本学と京都弁護士会が協働し、地域の大学連携組織である公益財団法人大学コンソーシアム京都の後援を受け、①消費者被害の現状および学生からの消費者被害相談に対応できる知識・技能(具体的な事例に対する法的問題点や回答のポイント等)を学び、②関係者の情報共有・情報交換を行うことを目的に実施しました。講師は、京都弁護士会・消費者サラ金被害救済センター運営委員会の弁護士を招き、複数大学の教職員、消費者問題に関係する団体が参加しました。参加者からは、トラブルの問題点や助言内容について、大変参考になった等の声が事後アンケートで寄せられました。

おわりに

各啓発セミナー等については「学生にいかに当事者意識を持ってもらうか」という点に留意しながら計画・実施しています。また、参加した学生にはアンケート調査を実施していますが、受講の成果を客観的に分析することを課題ととらえているため、今後は参加前後の変化を定量的・定性的な指標で確認できるよう測定方法を検討しているところです。

(文責：国民生活センター広報部)